

蟹江町議会総務建設常任委員会会議録

招集日時	令和８年３月５日（木）午前９時			
招集場所	蟹江町役場　３階　協議会室			
出席委員	委員長	三浦知将	副委員長	多田陽子
	委員	石原裕介	委員	吉田正昭
	委員	伊藤俊一	委員	安藤洋一
	委員	佐藤茂		
欠席委員	なし			
委員外議員	板倉浩幸			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	総務部長	鈴木孝治		
	消防長	竹内豊	消防兼 予防課長	綾部健
	消防本部長 総務課長	三谷克利		
職務のため出席した者	議長	伊藤俊一	議事 事務局 会長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主事	大河内里帆
付託事件	議案第６号　蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について 議案第９号　蟹江町行政手続条例の一部改正について 議案第１０号　蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 議案第１２号　蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 議案第１３号　蟹江町火災予防条例の一部改正について			

○委員長 三浦知将君

皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

本日、板倉議員が傍聴に来ておられます。

定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は5件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

皆さん、改めておはようございます。

総務建設常任委員会開催の前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

春らしい陽気が続いたかなと思えばまた寒い日が続く三寒四温が、この先、しばらく続くと思いますけれども、体調崩してみえる議員さんも、吉田さん大丈夫ですか、無理をなさらないようにしていただければありがたいというふうに思っております。

この先、予算審議もいろいろあるわけでありまして、今日は5件の審議案件がここにあります。いずれも本当に大変重要な案件ばかりでありますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますけれども開会の前のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

横江町長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくようよろしくお願いします。

本日の会議は、配付した次第により行います。

初めに、議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

1 ページ目ですけれども、特殊勤務手当の種類というところで1から5までありますが、1の犬猫等死体処理手当というのは、犬猫の死体処理はどこの担当、職員がするわけですよね。

それからもう一つ、災害応急作業等手当というのは、職員の人が災害地に派遣されたときの手当ということでしょうか。

あと、3、4、5は、これは消防業務に、消防業務ですね、消防業務に関する関係かと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部長 鈴木孝治君

まず、犬猫等死体処理手当なんですけれども、業者委託にしているのがほとんどでございますが、どうしてもという場合は職員もやっておる状態でございます。業者が間に合わない場合ですとか職員が取りに行っている場合もございます。

災害応急手当のほうなんですけど、概要のほうを表にまとめてございますが、これは被災された町外の市町に、愛知県の場合ですと県が取りまとめて、愛知県は大体この市を応援するとかそういったふうになっておるんですけれども、その場合に、蟹江町は何人出してくださいとかいう話が来ます。

まず、役場の職員も、例えばそういった家屋評価の知識がある者ですとか、そういった経験がある者を中心に派遣をしております。

あと、消防のほうも、当然すぐ、むしろ職員よりも早く、災害が起こったら消防署のほうからもうすぐに現地のほうに駆けつけている状況でございます。

そういった場合の町外への災害派遣に対する手当が今まで規定がなかったものですから手当はございませんでした。今回、この手当を、今回の改正のメインがこれになるんですが、この手当を規定に設けるために今回の改正があったというような感じになっております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

今回の改正は国からの指示ですか、それとも、町独自でこの、今言われた災害等手当ですね、これを町独自で決めたということになりますかね。

もう一つ、今回、徴収手当がなくなっていますよね。町税等の滞納徴収のつていうことで。これはもう、日額300円という支給額、改正前ですけれども、これはもうなくしてということで、これに対するその業務というのはどんな感じになっていますかね。

○総務部長 鈴木孝治君

それではまず徴収手当のほうからご説明いたします。

滞納処分をするときに、例えば、今回の今ある規定ですと外勤事務に従事した場合という

ことで日額300円というふうになっておりますが、現状、今、税務課のほうで滞納処分をやる場合は、ほとんどが郵送でやっている状況でございます。そもそも、多少銀行に行ったりすることはあるんですけども、そもそも徴収担当の仕事ですので、それに対して、あえて特殊勤務手当をつけるのもどうかというのも議論でもあります。

実際にこの手当をここ数年、実際に使っておりませんので、実績もないということもあり、あとは、ほとんどの滞納処分は郵送で行っておるということもありますので、こちらの手当は今回廃止することにいたしました。

もう一つが、災害応急作業等手当のほうなんですけれども、こちらのほうは、それぞれの市町村が特殊勤務手当としてのせるかどうかは判断するものではあるんですけども、今回のこの金額とかにつきましては、国のほうの人事院規則のほうにあります金額に合わせて規定しておるところであります。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

はい、ありがとうございました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

では、私から。

今のこれ、あれですけども、消防、例えば、この間、昨年度能登に行かれたということでしたんですけども、そういうときっていうのはやはり普通に、さっき、今、特別手当は出していなかったという話なんですけれども、出ていなかったわけですか。普通に、どういうふうに、あれは本当に、もう夜昼なく働くという形になると思うんですけども。それは火事の場合でもそうなんですけれども、そういう場合っていうのは、何か特別、どういう形態になっていったのかな、なっとるのかなということではちょっとお聞きしたいと思う。

もう一つは、さっき言われていた犬猫、これって大抵、我々もちょっと持っていくんですけども、死んどったで頼むわとか言って持っていくんですけども、普通、そこら辺の火葬場まで持っていくんでしょ、あれ。さっき業者がやるっていう話なんですけれども。そこら辺ちょっと、申し訳ない。

○総務部長 鈴木孝治君

まず、災害応急作業等手当がない、今までないんですが、例えば能登のほうに派遣された場合どうなっていたかということなんです、この、こういう手当につきましては規定がないものですから、手当としては、こういう手当は支払われていないです。特殊勤務手当としては。ただし、例えば職員が、役場の職員が行けば、当然、時間外勤務手当ですとかそういったものは出ております。

あと、物品ですね、軍手とか長靴とかそういったものの当然支給はしております。

あと、犬猫等のほうなんですけど、基本的には業者委託をお願いしているんですけども、当然間に合わないときとかどうしても職員が出なければならぬ場合もございますので、そういったときには職員が出て手当を支給している。その後の処理はまた別の話にはなってくるんですが、火葬等とかは、町のほうで預かったものは町の火葬場の動物炉のほうで火葬しているという状況になっております。

以上でございます。

○委員 佐藤 茂君

はい。分かりました。

○副委員長 多田陽子君

今回、制定の理由が特殊勤務手当に関する規定をとということなのでお聞きしたいんですが、ちょっと金額のことなんですけれども、この災害応急作業等手当というのは、先ほどおっしゃったように、国から示された金額を基準に制定したと判断してよろしいでしょうか。

それで、ここで一緒に並んでいる犬猫等、また、消防業務手当や救急救命業務手当、夜間消防業務手当というのも並んでいるんですけども、こういったものは、今、国が示した災害応急作業等手当と、今、それ示したものと、この別の4件というのはいつ制定された金額なのかということも聞きたくって、先ほど、今までになかったけれども今後必要だよ、やはり必要だよというところをつくるもの、また、廃止するものということを整えていくのはすごくすばらしいことだと思うので、これがいつ設定された金額なのかということをお聞きしたいです。

○総務部長 鈴木孝治君

改正前のほうの、例えば徴収手当ですと、今の300円になったのが平成31年4月1日からになっております。

衛生手当という名前のものですね。今で言う、新しいもので言うと犬猫等のほうなんですけど、これも平成31年4月1日から500円です。

あと、消防手当のほうなんですけど、今の、旧のほうですね、この形になったのが平成14年4月1日からというふうになっております。

以上でございます。

○副委員長 多田陽子君

平成31年は最近かなと思うんですけども、平成14年は、ちょっと、大分古いのかなと感じてしまって、もちろん今回の制定に当たって、いろいろと各課現場の声を聞いて設定されたことだとは思いますが、やはり今後、物価高にも合わせて、平成14年から変わっていないのであれば、見直し等を再検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○総務部長 鈴木孝治君

主に消防関係のほうの手当のことだと思うんですが、近隣等と比べましても、全体的に見ますと、やはり少し蟹江町のほうが安いというふうになっております。ただし、一部の地域ですとか一部の項目につきましてはその逆転もございまして、蟹江町のほうが高いものも少しはございます。ですので、そういったことも考えながら、また今後、今後何年後かになるか分かりませんが、検討していかなければならないなというふうには考えております。

以上でございます。

○副委員長 多田陽子君

ありがとうございます。

消防のほうで言いますと、広域になって蟹江町内から出て応援に行かれることも今後どんどん増えていくと思いますし、その1回当たりどれぐらいの時間を要するかとかいうこともかかってくると思いますので、手当についてはなるべく早く整えていただけたほうが、今後消防士さんになりたいなと思う若者も減りにくいのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○総務部長 鈴木孝治君

今後もまた検討させていただきます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

このことに関しては前にもあるかなと思ったら掲示板、貼ってある。あれを今回、ここの蟹江町だけに貼るということのあれかな。それをデジタル化というか、ネットに乗せてやるというそういうことなのかな。違う。すみません。

○総務部長 鈴木孝治君

前回ですかね、掲示場を5か所から1か所にするというものは、あれは蟹江町独自でやらせていただいて、役場庁舎の掲示場1か所のみで今後させていただくというものになります。

今回のこの公示送達のデジタル化というものにつきましては全国的な話でございまして、多分どこの市町村も同じような改正は今回やっておるんですけれども、改正後につきましては、インターネット上での公示送達がまず必ず必要ということと、あとは、掲示場での掲示、または役場の中に、例えばパソコン置いて、そこで画面上で見られるようにする。そのどちらかですね。インターネットは必ずやらなければならないくて、掲示場に貼るか、またはパソコンを用意してそこで見ていただくか。恐らく、蟹江町としてはそのパソコンを用意していませんので、インターネットと掲示場に貼るというそのパターンでいくのではないかというふうに考えております。

○委員 佐藤 茂君

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(委員長いいですかの声あり)

板倉議員からの発言の申出があります。

いかがいたしましょうか。

○委員 吉田正昭君

この委員会と委員の人が考えてやっていますので、あまり委員外の人々の発言というのは、私はよろしくないと思いますので許可しないほうがよろしいです。

○委員 佐藤 茂君

同意見です。

○委員長 三浦知将君

それでは、今からお諮りしますので、板倉議員の発言を許可することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手する者なし)

挙手なしであります。したがって、板倉議員には発言をご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、他に質疑はございませんか。

(ありませんの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木孝治君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

年次有給休暇、これは年間何日ぐらいかなということと、繰越しする日数は決まっていますかね。何日ということになっていますかお聞きしたいと思います。

○総務部長 鈴木孝治君

年間付与される年次有給休暇は20日間でございます。繰越しができる日数は最大20日間で、現状ですと最大保有できる年次有給休暇は40日間というふうになります。

今回の改正につきましては、1月から12月までの期間を4月から3月までに今回切り替えますので、今度の4月1日になりましたら、令和8年度の1月から3月分はまだ付与されておりませんのでその分が5日間ございます。4月1日になりましたら、今おる、3月31日現在在籍している職員につきましては、4月1日になった段階で5日間、プラスで付与いたします。その時点で、今回の特例が、1年間だけの経過措置といいますか特例にはなるんですが、本来40日間が最大保有できる年次有給休暇の日数なんですが、今在籍している職員は5日間プラスされますので、もし、この1月から3月の間に使っていない場合、最大45日まで保有できるという経過措置は設けてございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

現実的に、一気に45日も取れるということはあるんですか。

今までの例でいくと、大体有給休暇って、平均、職員1人当たり10日前後かなというふう

に思っていますが、職員の方、どうですかね。これ、有給休暇積極的に取ってみえるんですかね。

○総務部長 鈴木孝治君

今、働き方改革ということでここ何年かワーク・ライフ・バランスとか言われておりまして、町のほうとしましては職員に、少なくとも10日以上は取ってくださいというふうで、休む目標みたいなものを立ててやっていただいております。職員によっては、やはり仕事が結構たまっていてなかなか休めない方もいるんですが、なるべく調整してやっていただいて、年休をちゃんと消化できるように所属長を通じてお願いしているところであります。

大体今、平均で10日ちょっと超えたぐらいの取得率にはなっております。当然個人差はございますので10日取れていない職員もおれば、今おっしゃった、本当にもうほぼ使い切っている方もみえますので、その辺は確かに問題、問題と言っただけなんですけれども、そういうことも現象としてはございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

体調崩しては何ですから、有給休暇を取りながら職務に励んでいただきたいと思います。ちょっとこの案件とは別件なんです。ほかの市町で、最近開庁時間を9時とか、それから閉庁を4時とかというような動きがあると思うんですが、この案件とはちょっと違うんですけれども、働き方改革ということと、職員のほうの仕事の能率化とえばそのほうがいいんじゃないかなということもちょっと思っていますので、その辺の、これとは違う、別件なんですけれども、ちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長 鈴木孝治君

そうですね。今おっしゃったとおり、この近隣でも開庁時間を9時から4時までとかというところが増えてきております。全国的に、今そういうところが増えてきております。

それも、やはり働き方改革というものの1つの要因、きっかけではあると思うんですが、蟹江町としても、まだ担当レベルの中でしか話し合っていないんですが、そういった検討はしていこうかということで、今、まだ表にはそんな出ていないんですが、中でちょっと、どうやってやっていこうっていう話はしているところであります。

効果としましては、やはり職員の時間外勤務の縮減ですとかそういったところに効果もあるんじゃないかなというふうに考えておりますので、また、そんな遠い未来の話ではないんですが、そういったこともまた、将来お願いしていかなければならないかなというふうにも少し考えております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

はい、よろしくお願いします。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○副委員長 多田陽子君

これは、年で1月始まりなのと年度で4月始まりになるのとで、具体的にどういったメリットがあるのでしょうか。

○総務部長 鈴木孝治君

年単位から年度単位に切り替えることによるメリットですけれども、まず、1月から12月の年単位のときのデメリットから申し上げますと、40日保有できるんですが、12月末時点で20日以上保有している方ですと、当然1月になると40日保有することになるんですね。例えばその年度が最後の年で退職される方、その方が全部使い切ろうと思うと、1月から3月のこの短い期間で40日休みを取らなければならないという。使わなくてもいいんですが、でも使う権利はございますので、そういった取り切れないような年休付与を与えていたということになります。恐らく、管理職とかですと、当然、2月、3月とか議会の準備ですとか議会とかありますのでそんなに休むことはできませんので、まず絶対消化できないのを付与していたという問題、それがデメリット。

あと、1月から12月のときのもう一個のデメリットとしては、年休の消化率、取得率の計算をするときに、職員で見ると年度で大体見なければいけないので、人事異動があれば、また人も入れ替わっていて、課ごとの年休取得率がよく分からないという現象があります。そういったデメリット。

4月からの年度単位にすることによって今言ったデメリットがなくなるという。4月に40日付与、付与というか保有できますので、最大。そこから3月に向けて上手に、例えば最後の退職される年度の方ですと、最後40日間、上手に満遍なく取っていけば無理なく使い切れるんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○副委員長 多田陽子君

とてもよく分かりました。ありがとうございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、職員の入替えがございますのでしばしお待ちください。

次に、議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 竹内 豊君

本議案についての補足説明はございません。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

ごめんなさい。説明をしていただきたいと思います。最後のほうなんですけれども、第5条第2項の下、消防作業従事者等、等って書いてあるんですが、この等というのは何に値するのかということと、その下の第1号及び第2号で区分とあったり書いてあるんですが、第1号が令和8年度加算額廃止ということになっていきますけれども、具体的にちょっと教えていただけたらと思います。

○消防本部総務課長 三谷克利君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初ですけれども、消防作業従事者等は何ですかというようなご質問ですけれども、これは火災とか、あと救急、あと水防業務、そういった方が、一般の民間の方が火災の活動に協力した方、救急であれば救急の搬送に、たまたまその場に居合わせてお手伝いしていただいた方、水防も、堤防が決壊してその水防作業に従事していただいた方、そういった方を総称しまして消防作業従事者等というふうに言っております。

2点目ですけれども、第5条第3項第1号及び第2号の補償基礎額の扶養に係る加算額の改定のところですが、まず第1号ですが、配偶者、こちらが令和7年度加算額は100円で、令和8年度、今回の一部改正では廃止というふうになってございますけれども、これは一般職の給与に関する法律というものがあるんですけれども、こちらのほうは、昨年度は配偶者の扶養加算、扶養額が3,000円で行ってました。その3,000円を30日で割る、日額にいたしますと100円でありましたが、令和8年度につきましては、こちらの扶養手当がなくなりますので廃止ということに今回なったものでございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

ありがとうございました。

ちょっと理解できなかったもので聞いてみました。よろしくお願いします。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 竹内 豊君

本議案についての補足説明をさせていただきます。

本議案の施行期日について本会議でもご質問があり答弁させていただきましたが、この件について補足説明をさせていただきます。

なぜ、施行期日が令和8年3月31日なのかについてのご質問についてですが、令和7年11月12日付で発出されました対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等についての総務省消防庁次長通知に施行期日が令和8年3月31日とされておりましたので、これに準じて本議案の施行期日を令和8年3月31日といたしました。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長 三浦知将君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

この件に関しては、私の家にも個人的に昔、今は壊れてもうないんですけども、こういうもの入れておったんですけども、ここにも書いてあるんですけども、個人の設けるものは除くというふうにこれなっているんですけども、それでいいのかな、これ。これ、もう一つあれですけどもが、これ、今回、こういう事故が、サウナの事故があったからこういうことをやる、つくる、つくるって言ったらおかしいけれども、特にあれだと思うんで

すけれどもが。

取りあえず、ごめんなさい、さっきの個人的なことに関しては、これはもう取りあえず除外しますよということでよかったですか、これは。確認ですけれどもが。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

ただいまのご質問で、個人のサウナ設備に関する届出に関してはいかがかというご質問からお答えさせていただきます。

個人で利用するサウナにつきましては、営利を目的とした場合は届出の必要がございません。ただ、基準を満たすことは必要となっております。

また、届出に関しましては7日前まで、設置する7日前までをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員 佐藤 茂君

はい、ありがとうございました。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

○委員 吉田正昭君

住宅における火災の予防の推進関係ということで感電ブレーカーを追加するものとあるんですが、一般住宅における、このサウナとは別に感電ブレーカー、一般住宅に感電ブレーカーをつける、追加するということなんですかね。ちょっとその辺分からないもので。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

今回の一部改正において、感震ブレーカーの設置とサウナの改正については関連性はございません。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

すみません。感震ですよ。

サウナとは別の話。ちょっとごめん、もう一遍お願いします。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

今回の火災予防条例の改正は2点ございます。

まず1点が、従来のサウナ設備、こちらでは浴場や宿泊施設内に設置されておりましたがアウトドアブームの影響から屋外へのテント、また、バレル型サウナの設備を設置する事例が増加しております。

現行のサウナ設備では同様の指導が、離隔距離の問題や使用条件に不都合が生じるため、サウナ設備の種類を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に整理したものでございます。

次、2点目が感震ブレーカーの設置についてです。

こちらは、過去の大規模地震の発生時、電気に起因する通電火災が確認されております。

通電火災防止のため、感震ブレーカーの普及促進が重要であるため今回の改正をさせていただくものです。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

そうすると、今後新築する一般住宅においては感震ブレーカーを義務づけるという解釈なんでしょうか。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

ただいまのご質問で、新築の住宅に感震ブレーカーが義務づけられておるかというご質問についてお答えさせていただきます。

今回の感震ブレーカーにつきましては特に義務づけられているものでなく、あくまでも努力義務という形でお願いしております。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

はい、ありがとうございました。

○副委員長 多田陽子君

この感震ブレーカーの普及を今後図っていくということなんですけれども、名古屋市はこれに対しての助成制度が整っているようですが、愛知県はまだないようなんですが、やはりこの感震ブレーカー自体とっても金額が高額なものとなっておりますので、なかなか個人の家で設置するのは難しいのかなというところを考えると、要望としましては、そういったものの助成金を今後整えていったり、県のほうに、県として整えていっていただくことを要望として上げていったりということをお願いしたいです。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

ただいま補助制度についてのご質問がありましたが、愛知県内では、現在14の市町が補助制度の事業を実施しております。近隣ですと、先ほど議員のおっしゃったとおり、名古屋市では上限が4万円、隣の津島市では、高齢者や障害者の家庭に対して無料で取付けを行っています。

現在、蟹江町も、未定ではありますが、今後、他市町村の動向を見据えて、関係各課と情報共有を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 三浦知将君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

○委員長 三浦知将君

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任お願いします。

これで総務建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時42分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務建設常任委員長 三 浦 知 将